

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

平成八年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇規則 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (経営流通課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

一 新たに創造的中小企業育成支援事業及び中小商業活性化推進事業に必要な資金を貸し付けるものとすることとした。(第三条関係)

二 特定地域活性化事業を貸付対象事業から除外することとした。(第三条関係)

三 貸付対象施設の利用状況に関する報告書の知事への提出期日を変更することとした。(第二十条関係)

四 中小企業高度化資金のうち貸付対象事業について内容の変更等を行うこととした。(別表関係)

五 その他所要の規定の整備をすることとした。

六 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則 (昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号) の一部を次のように改正する。

第三条第八項を削り、同条第九項中「民法法人」の下に「(地方公共団体が出資金額又は拠出された金額の四分の一以上を出資し、又は拠出しているものに限る。)」を加え、同条中同項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条に次の二項を加える。

10 県は、予算の範囲内において、民法法人であつて県が資金を拠出しているものが、中小商業活性化推進事業 (当該民法法人が基金を設け、その運用により生ずる収益を用いて、商店街振興組合、商店街事業協同組合その他これらに準ずる者が行う商店街等における中小商業の活性化のための調査研究・計画策定・設計・システム開発・実験的運営その他これらに準ずる事業を推進する事業をいう。) を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

11 県は、予算の範囲内において、民法法人であつて地方公共団体が資金を拠出しているものが、創造的中小企業育成支援事業 (次に掲げる事業をいう。) を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

一 創造的事業活動を行う中小企業 (以下「創造的中小企業」という。) に対する社

債又は株式の引受け（以下「投資」という。）を行う者に対し、当該投資に必要な資金を低利で融通すること。

二 創造的中小企業に対する投資を行うこと。

三 創造的中小企業に投資を行う者に対して当該投資の一部に対する債務保証、それに附帯する業務並びに前一号に附帯する業務を行うために必要な基金を造成すること。

第二十条第一項第一号を次のように改める。

一 貸付対象施設の利用状況に関する報告書 各事業年度が終了した日以後の最初の四月十日

別表第三号を次のように改める。

三 小売商業等商店街 近代化事業	政令第三条第一項第五号に規定する事業
---------------------	--------------------

別表第五号の(三)のイ及びハ中「第三条第一項第十号から第十四号まで」を「第三条第十一項第十号、第十一号又は第十三号」に、同号の(三)の中「第三条第一項第十号から第十四号まで」を「第三条第一項第十号、第十一号、第十三号又は第十四号」に改め、同号の(三)の二を削る。

別表第七号中「第三条第一項第一号の二」の下に「又は第一号の三」を加える。

別表第十号中「経営改善」を「経営の合理化」に改める。

別表第十一号の(一)中「小売商業」の下に「又はサービス業」を加え、「中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第五十五号。以下「技術開発法」という。）第四条第一項の認定を受けた振興計画」を「第四条第一項の認定を受けた振興計画若しくは伝産法第七条第一項の認定を受けた共同振興計画」に改め、同号の(二)とし、(一)の次に次のように加える。

(一) 第五号の(三)に掲げる事業のうち、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（第五号の(三)に掲げる事業のうち、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法）

（平成四年法律第四十四号。以下「集積活性化法」という。）第七条第一項の承認を受けた進出計画又は集積活性化法第九条第一項の承認を受けた円滑化計画に基づき実施する事業

別表第十二号の(一)中「技術開発法第四条第一項の認定を受けた技術開発計画に基づき実施する事業又は伝産法第三条第一項の認定を受けた振興計画」を「伝産法第四条第一項の認定を受けた振興計画若しくは伝産法第六条第一項の認定を受けた共同振興計画」に改め、同号の(二)を削り、同号の(三)中「前号の(三)」を「前号の(四)」に改め、同号中(三)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第一号の(二)又は第二号の(二)に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗集團化計画に基づき実施する事業

別表第十二号の(四)中「第三号の(一)」を「第三号」に改め、同号の(五)中「第四条第一項の認定を受けた店舗共同化計画」を「第四条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画」に改め、同号の(五)の次に次のように加える。

(六) 第一号から第四号まで、第五号の(二)、第七号又は第八号に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第四条第一項の認定を受けた改善計画に基づき実施する事業

(七) 第一号、第五号の(二)、第十号又は前号の(四)に掲げる事業のうち、集積活性化法第七条第一項の承認を受けた進出計画又は集積活性化法第九条第一項の承認を受けた円滑化計画に基づき実施する事業

(八) 第一号、第五号の(二)若しくは(三)又は前号の(四)に掲げる事業のうち、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた研究開発等事業計画に基づき実施する事業

別表第十三号中「第十一号の(三)」を「第十一号の(四)」に改める。

別表第十四号中「第十号」を「第十一号」に、「第三条第三項第二号」を「第三条第四項第一号イ」に、「若しくは第五条第一項若しくは下請振興法第五条第一項の承認を受けた計画若しくは小売振興法第四条第三項の認定を受けた計画」を「の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画若しくは下請

振興法第五条第一項の承認を受けた下請中小企業振興事業計画」に改める。

別表第十五号中「第十号」を「第十一号」に、「第三条第三項第一号」を「第三条第四項第一号イ」に、「若しくは第五条第一項若しくは下請振興法第五条第一項の承認を受けた計画」を「の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画若しくは下請振興法第五条第一項の承認を受けた下請中小企業振興事業計画」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。